

ペットフード関連資料

平成20年8月26日

目 次

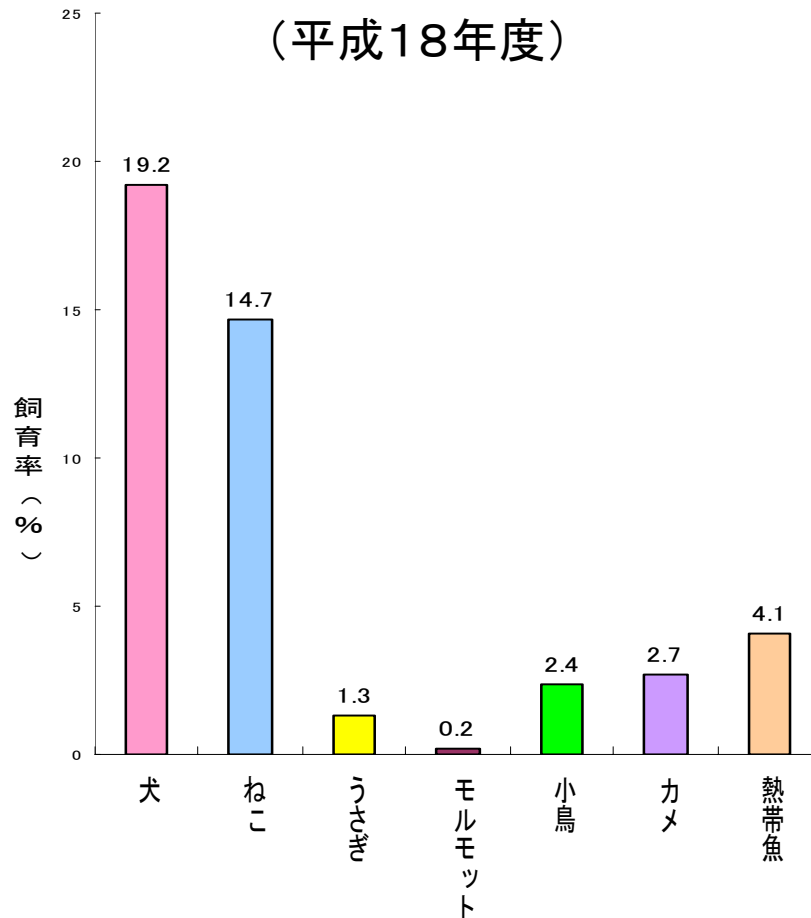
1. ペット飼育の動向
2. ペットフードの種類
3. ペットフードの製造・輸入・流通実態
4. 我が国のペットフード(製品)の輸入状況
5. 我が国の飼料原料(ペットフード原料)の輸入状況
6. ペットフード公正取引協議会の概要
7. ペットフードの表示に関する公正競争規約
8. 公正競争規約における原材料の表示
9. WTO・SPS通報の概要

1. ペット飼育の動向

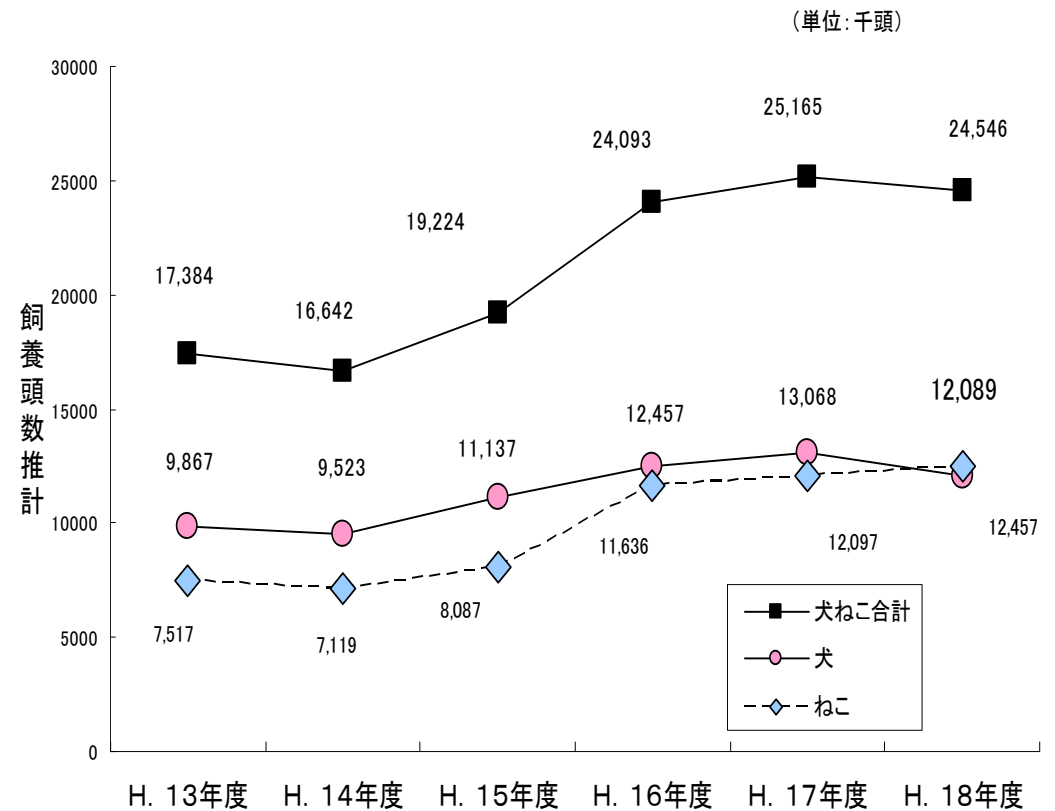
- ペットに占める犬、猫の割合が大きい。
- 犬、猫の飼育頭数は概ね増加の傾向

世帯におけるペットの飼育率

(平成18年度)



犬及び猫の飼育頭数の推移(推計)



出典: ペットフード工業会・全国飼育率調査

2. ペットフードの種類

給与の目的に着目した分類（犬・ねこ用）

総合栄養食	それだけでペットの栄養をまかなえる製品
間食	おやつとして与える製品
その他の目的食	特定の栄養の補給、カロリーの補給、嗜好増進などを目的として与える製品

間食は単一の原料の製品がある。

間食について

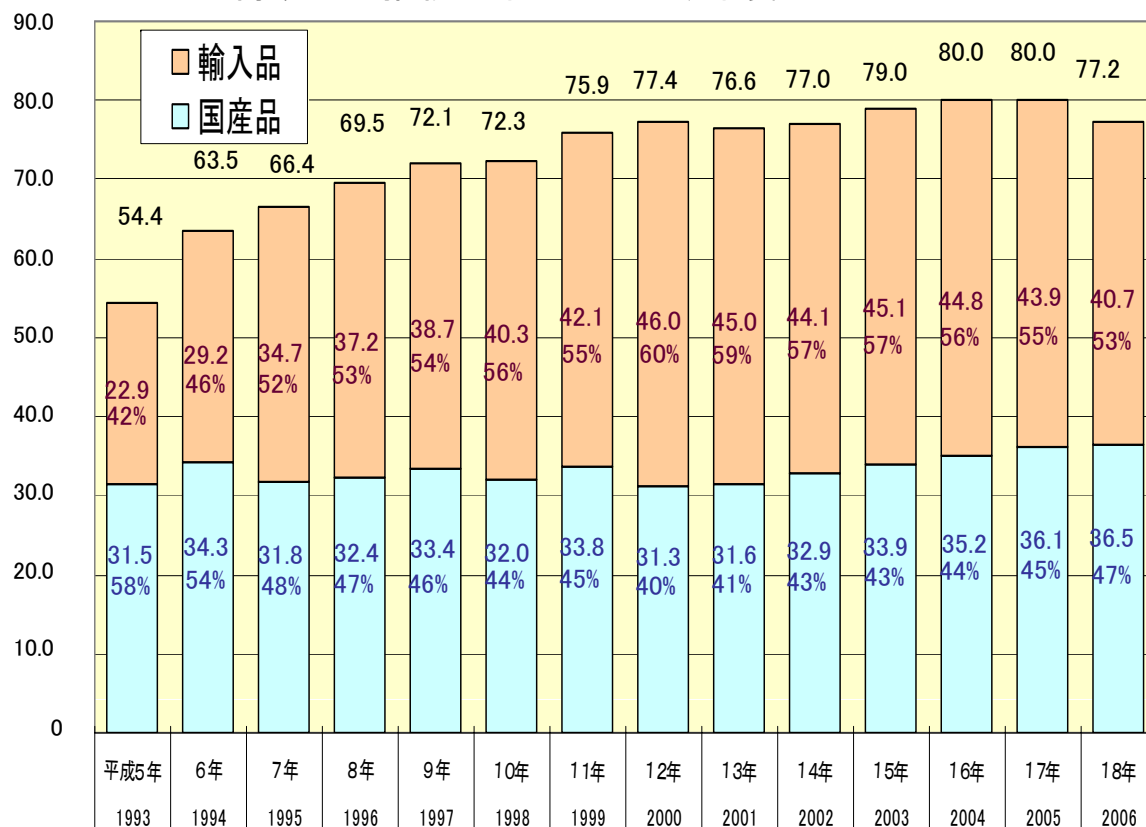
与え方	一般的には、1日当たりのエネルギー所要量の20%以内を給与限量とされている。
種類	【乾燥品】単一の原材料を乾燥した製品 ササミジャーキー（乾燥肉）、その他畜産乾燥品（筋、耳）、乾燥水産物（煮干） 【加工・成型品】単一または複数の原材料を加工・成型した製品 ビーフジャーキー、ササミジャーキー（成型品）、ガム（牛皮／コラーゲン） 【その他】 菓子（ビスケット、クッキー、ボーロ）、チーズ

間食として給与するおやつは、単一の原料を用いた製品もあり、ペットに対し全量給与することは想定していない。

3. ペットフードの製造・輸入・流通実態

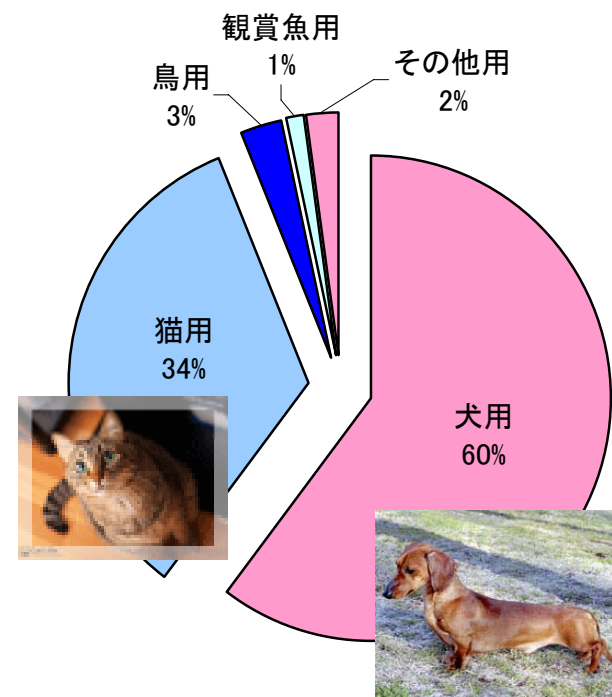
- ペットの飼育拡大、ペットフードへの高い依存率（ペットフードのみを与えている世帯が犬で7割程度、猫で8割程度）により、ペットフードの市場規模は年々拡大
 出荷数量：平成5年 54.4万トン → 平成18年 77.2万トン
 出荷総額：平成5年 1,762億円 → 平成18年 2,428億円
- ペットフード出荷数量の53%が輸入品（平成18年）
- 犬用及び猫用の合計で全体の94%を占める。

ペットフード出荷数量の推移（単位：万トン、年度ベース）



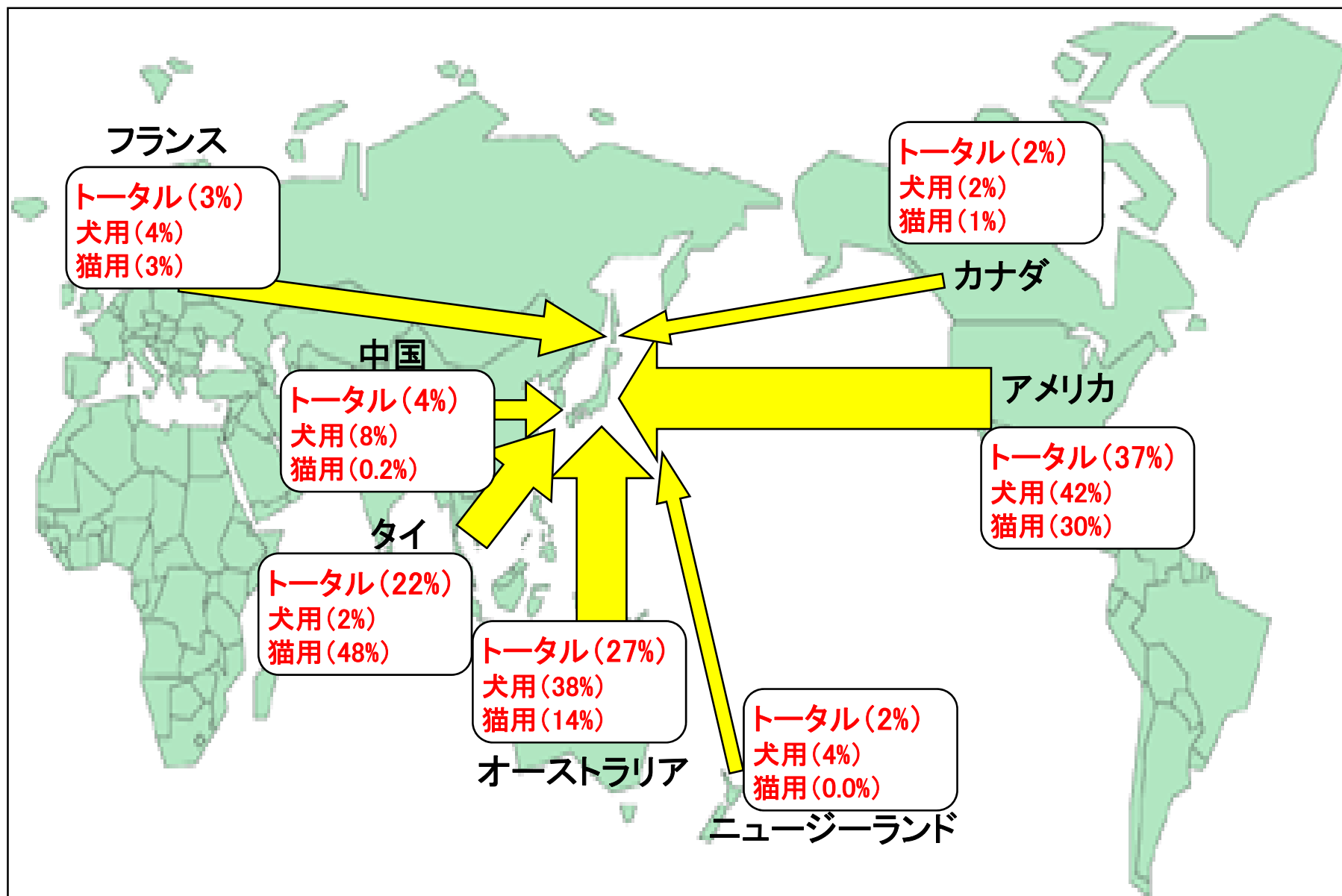
ペットの種類別シェア

（出荷量ベース、平成18年度）



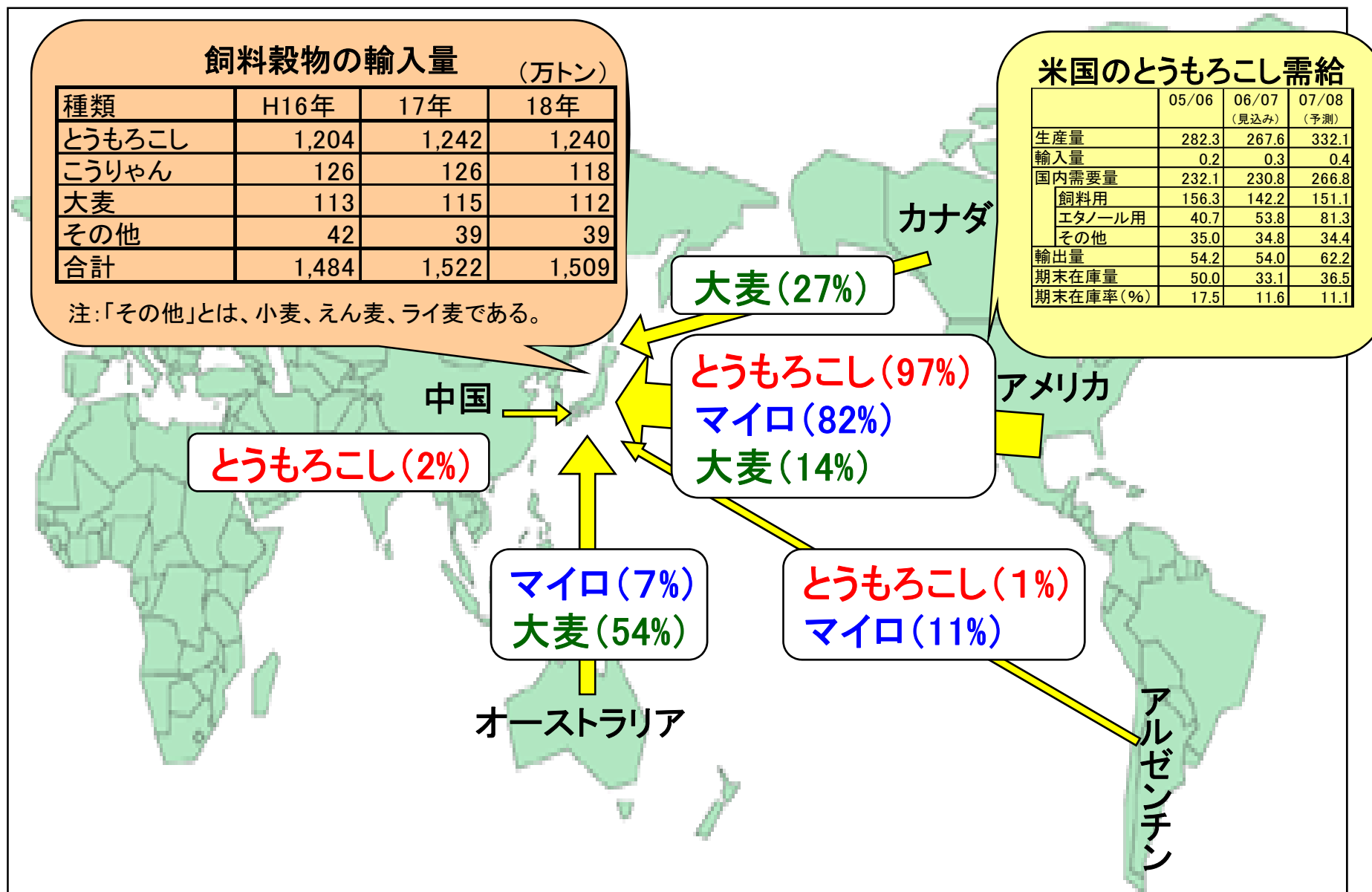
出典：ペットフード工業会・ペットフード産業実態調査

4. 我が国のペットフード(製品)の輸入状況



注: 出典: 平成18年ペットフード工業会・ペットフード産業実態調査

5. 我が国の飼料原料(ペットフード原料)の輸入状況



注: 括弧内の%はH18年次輸入量の各穀物の国別シェア

資料: 財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (January 11, 2008)」

6. ペットフード公正取引協議会の概要

1. 設立の目的

「ペットフードの表示に関する公正競争規約」の円滑かつ適正な運営を運用する任意団体（設立：昭和49年）で、規約を通じ、公正な競争の確保と消費者保護に寄与。

2. 会員：46社（19年5月現在）

国内製造者、輸入販売者など表示の責任を持つ事業者（ブランドオーナー）が加入。国内販売量の90%以上をカバーする。

3. 主な活動内容

- ・公正競争規約の協議会内外への周知徹底と理解啓発
- ・公正競争規約の遵守状況の調査と違反の対応手続（ペットフード「試買検査会」の開催など）
- ・公正競争規約及び関連法令違反の未然防止の取組み（会員内外への表示講習会の実施など）

7. ペットフードの表示に関する公正競争規約

1. 不当景品類及び不当表示防止法に基づきペットフード公正取引協議会が制定した表示に関する基準。
2. 制定には、消費者団体、流通団体、有識者の意見・評価を必ず受け、その後に公正取引委員会から認定されなくてはならない。
3. 公正競争規約による表示事項とその記載例は右図のとおり。

ドッグフード

■成犬用総合栄養食

■内容量:3kg

■与え方:成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。

■賞味期限:031212

■成分:粗タンパク18%以上、粗脂肪5%以上、粗繊維質5%以下、粗灰分8%以下、水分12%以下

■原材料:穀物(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、動物性油脂、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)

■原産国:日本

■発売元:ABCペットフード・カンパニー
〒100-0000 渋谷区渋谷〇〇町1-2-3
製品に関するお問い合わせ 03(1234)5678

この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、総合栄養食であることが証明されています。

8. 公正取引規約における原材料の表示

原材料名の表示は、使用量の多い順に、次の事項を記載する。

- ・原料・・・主な原料を穀類、でん粉類等の分類名、又はとうもろこし、コーンスターチ等の個別名で記載。
- ・添加物・・・ペットフードの製造に使用した添加物の個別名を記載。添加物を甘味料、着色料、増粘安定剤、酸化防止剤および発色剤の目的で使用した場合は、用途名も併記。

【表示例】

- ① 肉類、穀類、ビタミン類、増粘多糖類
- ② 肉類(ビーフ、チキン)、穀類(小麦)、ビタミン類(A、D)、増粘安定剤(カラギナン、グァーガム)
- ③ ビーフ、小麦、チキン、ビタミンA、ビタミンD、増粘安定剤(カラギナン、グァーガム)

注：主な原料の合計が80%以上となること。単品で10%以上使用している原料名は必ず表示
表示面積が限られている場合は、栄養強化剤の個別名称は省略可能

9. WTO・SPS通報の概要①

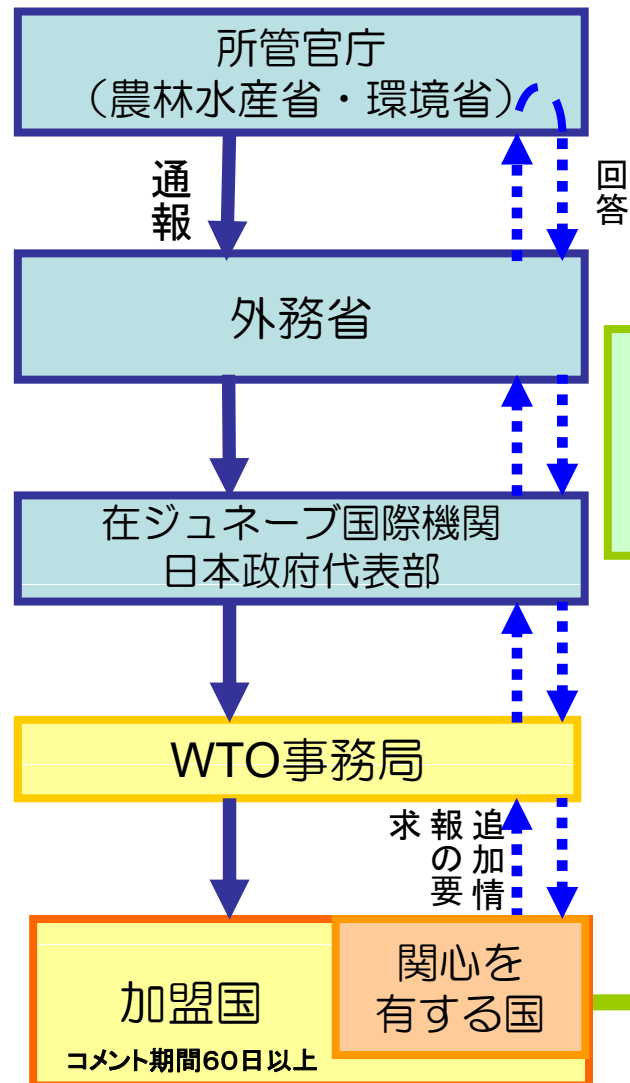
○SPS通報とは

WTOのSPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）に基づき、他の加盟国に対して規制（SPS措置）の新たな導入や変更を事前に知らせることにより、諸外国の貿易への影響を少なくすることを目的として行われます。

対象となる品目、その規制の目的と必要性、規制の内容等をWTO事務局を通じて他の加盟国に通報することにより行われ、他の加盟国は、通報した国へ質問やコメントを行うことができます。

9. WTO・SPS通報の概要②

○SPS通報の手続の流れ



- 二国間(バイ)協議※1
- SPS委員会における問題提起※1

※1 複数の手段の組み合わせて実施

上記によって問題が解決されない場合 ※2

提訴

※2 SPS委員会における解決が困難な場合のみDSBへ提訴

